

議案第152号

北上市街路灯維持管理条例の一部を改正する条例

北上市街路灯維持管理条例（平成14年北上市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 自治会等 行政区（<u>北上市区長設置規則（平成3年北上市規則第8号）第1条</u>に規定する区域）のほか、地域住民の福祉増進を図ることを目的として当該地区住民により組織されている町内会、自治会その他の住民自治組織をいう。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 自治会等 行政区（<u>北上市行政区設置規則（令和3年北上市規則第〇号）第1条</u>に規定する区域）のほか、地域住民の福祉増進を図ることを目的として当該地区住民により組織されている町内会、自治会その他の住民自治組織をいう。</p> <p>(3) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月4日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

区長の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものである。